

京都市告示第503号

京都市梅小路公園条例施行規則第2条の規定に基づき、「すぎくゆめ広場内店舗」の供用時間及び供用しない日について、次のとおり臨時変更します。

平成30年12月28日

京都市長 門川 大作

区分	期間	供用時間		供用しない日
すぎくゆめ広場内店舗	平成30年12月28日(金)から平成31年2月28日(木)まで	変更後	① 平成31年1月2日(水)から同月3日(木)まで: 午前12時から午後5時まで ② 平成31年1月4日(金)から2月28日(木)まで: 午前10時から午後6時まで	変更後 平成31年1月1日(火)
		現行	午前9時から午後6時まで	現行 1月1日から同月4日まで 及び12月28日から同月31日まで

(南部みどり管理事務所)